

四日市市告示第463号

四日市市営住宅入居者に係る連帯保証人の免除取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年7月6日

四日市市長 森 智 広

四日市市営住宅入居者に係る連帯保証人の免除取扱要綱の一部を改正する要綱
四日市市営住宅入居者に係る連帯保証人の免除取扱要綱（令和2年四日市市告示第221号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(連帯保証人の免除)</p> <p>第2条 施行規則第6条第2項第3号に規定する特別な事情とは、次の各号のいずれかに該当し、連帯保証人の確保が困難であると認められる者とする。</p> <p>(1)から(9)まで (略)</p> <p>(10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で<u>アからウのいずれかに該当するもの</u></p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の一時保護、配偶者暴力防止等法第5条の<u>婦人保護施設における保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していないもの</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>「配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について」（平成2</u></p>	<p>(連帯保証人の免除)</p> <p>第2条 施行規則第6条第2項第3号に規定する特別な事情とは、次の各号のいずれかに該当し、連帯保証人の確保が困難であると認められる者とする。</p> <p>(1)から(9)まで (略)</p> <p>(10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で<u>ア又はイのいずれかに該当するもの</u></p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の<u>規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していないもの</u></p> <p>イ (略)</p>

改正後	改正前
<p>0年5月9日雇児福発第0509001号)に基づき、<u>婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている者及びこれと同様に取り扱うことが適当であると市長が認める者</u></p> <p>(11)から(13)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(連帯保証人の免除と緊急連絡人の届出)</p> <p>第3条 前条の規定により、連帯保証人の減員を受けようとする者は、緊急連絡人1名を指定した緊急連絡先届(別記様式1)及び前条のいずれかに該当することを証する書類を請書に添付して提出しなければならない。</p>	<p>(11)から(13)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(連帯保証人の免除と緊急連絡人の届出)</p> <p>第3条 前条<u>第2項又は第3項</u>の規定により、連帯保証人の減員を受けようとする者は、緊急連絡人1名を指定した緊急連絡先届(別記様式1)及び前条<u>第2項又は第3項</u>のいずれかに該当することを証する書類を請書に添付して提出しなければならない。</p>

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(都市整備部市営住宅課)